

2018年12月6日

経済レポート

けいざい早わかり(2018年度第3号)

相次いで発効するメガ FTA

調査部 主任研究員 中田 一良

【目次】

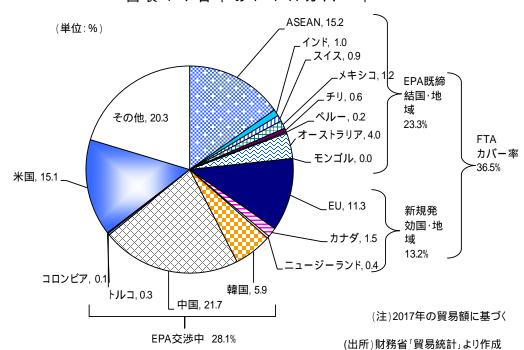
Q1.TPP11 と日 EU・EPA が発効するそうですね。・・・・・・・・・・・p.2
Q 2.関税引き下げの具体的なスケジュールはどうなっていますか?・・・・・p.3
Q 3.日 本 が進 めている他 の貿 易 交 渉 はどうなっていますか?・・・・・・p .4
Q 4.関税引き下げが日本の農業に及ぼす影響が心配です。・・・・・・・p.6



Q 1 . TPP11 と日 EU· EPA が発効するそうですね。

- TPP11協定(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership、CPTPP、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)は、TPP協定に署名した12か国から米国を除く、日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナムの11か国が参加する経済連携協定(Economic Partnership Agreement、EPA)であり、2018年3月に署名が行われました。
- ・ 2018 年 10 月 31 日までに日本、オーストラリア、カナダ、メキシコ、ニュージーランド、シンガポールの 6 か国が発効のための国内手続きを終えており、TPP11 の規定に従い、同年 12 月 30 日に発効することが決まりました。また、ベトナムは同年 11 月に国内手続きを終えており、2019 年 1 月 14 日にTPP11 発効国は 7 か国となります。署名を行っている 11 か国以外に、コロンビアなどが TPP11 への参加を希望しており、将来、参加国が増加する可能性があります。
- ・ 日EU・EPAは、2018 年 7 月に署名が行われました。日EU・EPAは、 承認手続きの完了を互いに通報した日の翌々月の初日に発効することになっ ています。現在、日本、EUで承認手続きが行われているところであり、2018 年中に手続きが完了すれば 2019 年 2 月 1 日に発効することになります。
- ・ TPP11 と日EU・EPAは、参加国のGDPの合計がそれぞれ 10.6 兆ドル、22.2 兆ドルと大きいことから、メガFTAと呼ばれています。これらは、いずれも高い水準の貿易自由化を実現するものであると同時に、知的財産、サービス、政府調達など幅広い分野をカバーする協定です。 これらの発効により、協定参加国間の貿易障壁が削減されて貿易が活発化することに加えて、貿易・投資に関するルールが整備されて、協定参加国において日本企業の経済活動が行いやすくなると期待されます。
- 安倍政権は、FTA(Free Trade Agreement、自由貿易協定)締結国との貿易額が貿易総額に占める割合であるFTAカバー率を 2018 年に 70%に引き上げることを目標としていました。TPP11 と日EU・EPAが発効すると、日本はカナダ、ニュージーランド、EUとEPAを初めて締結することになり、FTAカバー率は 23.3%から 36.5%に上昇します。目標とする 70%には達しないものの、目標とする水準の過半に達することになります(図表1)。



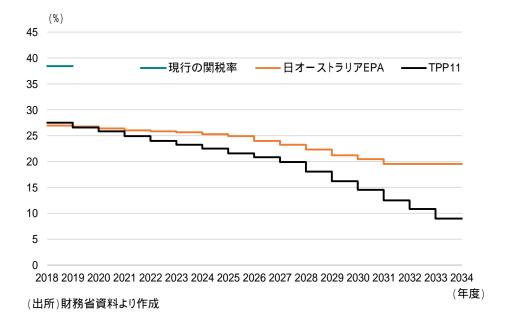


図表1.日本のFTAカバー率

Q2.関税引き下げの具体的なスケジュールはどうなっていますか?

- ・ TPP11 の関税撤廃率(無税である品目数が全体に占める割合で、発効前に無税であった品目も含む)は、日本は 95%(工業製品は 100%、農林水産物は 82%)、他の参加国は 99%~100%となっています。このうち、日本はTPP11 発効時に、工業製品の 95.2%、農林水産物の 52.9%の品目が無税になります。そして、2019 年 4 月 1 日に協定発効後 2 度目の関税の引き下げが行われ、以後、毎年 4 月 1 日に引き下げられます。このように関税の引き下げが進むなかで、関税率が過去に締結したEPAの水準よりも低くなる品目があります。
- ・ たとえば、2018 年 12 月現在、牛肉の関税率は 38.5%ですが、日オーストラリアEPAの牛肉に対する関税率は、生鮮のもの及び冷蔵したものは 29.3%、冷凍のものは 26.9%となっています。TPP11 では、いずれも発効時に27.5%に引き下げられ、2019 年 4 月 1 日には 26.6%になります。日オーストラリアEPAの関税率も同年 4 月 1 日に引き下げが行われますが、TPP11の関税率のほうが低く、TPP11を活用することにより、オーストラリアから低い関税率で牛肉を輸入することができます。TPP11 の牛肉の関税率はその後も引き下げが行われ、2033 年 4 月には 9%になります(図表 2)。
- なお、TPP11では、輸入量が急増した場合に関税率を引き上げることができるセーフガードが設定されています。その水準は発効時から4年目までは38.5%に設定されており、その後は段階的に引き下げられることになっています。





図表2.日本の牛肉(冷凍のもの)の関税率

- 日EU・EPAの関税撤廃率は、日本は 94%、EUは 99%と高い水準です。 日EU・EPAは発効日が現時点では確定していませんが、2019 年 3 月までに発効した場合、日本では、発効時に関税が引き下げられた後、2019 年 4 月11 日に協定発効後 2 度目の関税引き下げが行われることになります。
- ・ 日本の輸入ワイン(容器入り)の約 6 割(数量ベース)はEUからのものであり、現在、EUから輸入するワインには、15%または 1 リットルあたり 125 円のいずれか低い関税が適用されています。この関税が、日EU・EPA発効時に撤廃されます。
- ・ なお、EPAによる関税引き下げのメリットは、協定が発効すれば自動的に生じるわけではありません。そのメリットを享受するためには、輸入企業が必要な手続きを行う必要があります。つまり、企業がEPAを積極的に活用することによって、メリットを享受することができることになります。

Q 3 . 日本が進めている他の貿易交渉はどうなっていますか?

- 現在、日本は、東アジア地域包括的経済連携(Regional Comprehensive Economic Partnership、RCEP)、日トルコEPAなどの交渉を行っています。RCEPは、日本、中国、韓国、ASEAN10か国、インド、オーストラリア、ニュージーランドの16か国が参加しており、参加国のGDPの合計は約25兆ドルと世界のGDPの3割を占めるメガFTAです。
- ・ R C E P は、2013 年に第 1 回目の交渉会合が開催され、物品貿易(関税引き 下げ)、投資、サービス、政府調達などの分野で交渉が行われています(図表 3)。交渉開始からすでに 5 年以上が経過し、経済技術協力、中小企業、政府



調達、税関手続・貿易円滑化など合意に達した分野もありますが、物品貿易などの分野では合意に至っておらず、2018年のRCEP閣僚会議では、2019年の妥結を目指して交渉を行うことになりました。

- ・ R C E P が今後、合意に至れば、日本は、中国、韓国と E P A を初めて締結することになります(その他の国とは二国間 E P A などを締結済み)。両国は日本にとって貿易額が大きな国であり、日本から両国に輸出する品目には関税がかかっているものもあることから、R C E P による貿易自由化のメリットは大きいと考えられます。さらに、R C E P は、アジア・太平洋地域の多くの国をカバーするものであることから、R C E P が発効すれば、これらの国を中心にサプライチェーンを構築している企業は、より大きなメリットを享受できる可能性があります。
- ・ もっとも、RCEPには、インドなど関税の引き下げに積極的とは言えない 国が参加していることもあり、TPP11のような高い水準での貿易自由化の 実現は難しいとみられています。今後、継続して行われる交渉が妥結するか どうかは、物品貿易分野の交渉が鍵を握っていると考えられます。

物品貿易	サービス貿易	知的財産
原産地規則	金融サービス	電子商取引
税関手続 · 貿易円滑化	電気通信サービス	経済技術協力
衛生植物検疫措置(SPS)	人の移動	中小企業
任意規格·強制規格·適合性評 価手続(STRACAP)	投資	政府調達
貿易救済	競争	制度的規定

図表3.RCEPの交渉分野

(出所)外務省資料より作成

- ・ 2019 年から、日本と米国の間で、物品貿易協定(Trade Agreement on Goods, TAG)の交渉が開始される見込みです。この交渉が行われている間は、日 本は、米国が現在検討している自動車に対する追加関税の対象外となること が日本政府によって確認されています。
- ・ 交渉開始にあたり、日本は、農産物の市場開放についてはTPPでの合意内容が限度としています。対日貿易赤字の削減を目指す米国は、農産物や自動車の輸出を増加させようとしていると考えられます。米国はTPPから離脱したために、関税面では競合相手のオーストラリアよりも不利な状況に置かれており、日本の農産物市場の開放に関して強い姿勢で臨んでくる可能性があります。

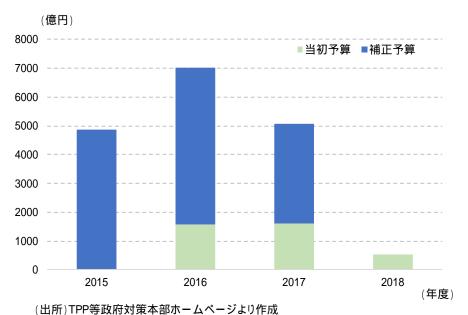


・ また、米国は北米自由貿易協定(North American Free Trade Agreement、NAFTA)の見直し交渉で、無税で輸入する自動車の台数に上限を設ける数量制限を盛り込みました。米国は、日米の物品貿易協定においても、こうした数量制限を導入しようとすることも考えられます。物品貿易協定の交渉は、日本にとって厳しいものとなると予想されます。

Q4.関税引き下げが日本の農業に及ぼす影響が心配です。

- ・日本では、関税引き下げにより農業に大きなマイナスの影響が及ぶと懸念される場合には、これまでにも政府による対策が実施されています。ウルグァイ・ラウンドの合意により農産物の関税引き下げが行われることになった時に、ウルグァイ・ラウンド農業合意関連対策大綱に基づき、1994年度補正予算から 2001 年度第二次補正予算にわたって、事業規模で総額約 6 兆円(うち国費は 2 兆 6700 億円)の対策が実施されました。その主な事業は、農村整備事業などの公共事業や、地域の農業生産の高度化や農産物の付加価値向上等のための施設整備の事業などでした。
- ・ 2015 年 10 月にTPPの大筋合意に至った時に、TPP参加国からの農産物の輸入が増加することが懸念されたことなどから、「総合的なTPP関連政策大綱」が 2015 年 11 月にまとめられ、その後、2017 年 7 月の日EU・EPAの大枠合意を受けて、「総合的なTPP等関連政策大綱」に改訂されました。この政策大綱に基づき、農林水産業関連施策が 2015 年度補正予算から実施されており、2017 年度補正予算までの総額は約 1 兆円となっています。
- ・政策大綱には、農林水産業関連施策以外にも、輸出促進によるグローバル展開推進のための施策や、TPP等を通じた国内産業の競争力強化のための施策などが盛り込まれています。政策大綱関連予算は 2015 年度から 2017 年度までは毎年 5000 億円から 7000 億円程度が計上されており、これまでの予算総額の累計は 1.7 兆円程度となっています(図表 4)。農林水産業関連を中心とするこれらの施策は、今後もしばらくは継続されると考えられ、日本の農林水産業の競争力の強化に寄与することが期待されます。
- ・ また、EPAは相互に関税を引き下げるものであることから、日本からTP P11 参加国やEU向けに農林水産物の輸出が増加する可能性があります。日 本の農林水産業にとってもEPAの締結はマイナスの影響のみをもたらすわ けではないと考えられます。





図表4.総合的なTPP等関連政策予算の推移

- ご利用に際して -
 - 本 資 料 は、信 頼 できると思 われる各 種 データに基 づいて作 成 されていますが、当 社 はその正 確 性、完 全性を保証するものではありません。
 - また、本 資 料 は、執 筆 者 の見 解 に基 づき作 成 されたものであり、当 社 の統 一 的 な見 解 を示 すもので はありません。
 - 本 資 料 に基 づくお客 様 の決 定、行 為、及 びその結 果 について、当 社 は一 切 の責 任 を負 いません。ご 利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
 - 本 資 料 は、著 作 物 であり、著 作 権 法 に基 づき保 護されています。 著 作 権 法 の定 めに従 い、引 用 する 際は、必ず出所:三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡 ください。